

金澤病院居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人三世会が開設する金澤病院居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護となった高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業の実施に当たっては、事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 金澤病院居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 長野県佐久市岩村田 802-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 4名（常勤 4名）うち1名管理者と兼務
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日まで、および、8月15日から8月16日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(事業の提供方法)

第6条 事業の提供方法は次の通りとする。

- (1) 利用者及びその家族、又は利用希望者と面接を行い、複数の事業所を紹介した上で、利用者の希望を基にサービスの提供を行う旨の同意を得て、事業を提供するものとする。
- (2) 利用者が自立した日常生活を営む事が出来るように支援する上での課題分析は、包括的自立支援プログラムを使用する。
- (3) 利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。また居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が可能であること、作成した居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、訪問介護等という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅介護サービス計画位置づけられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書を交付し説明するものとする。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の担当者によるサービス担当者会議を開催し、各担当者から専門的な意見を求めるものとする。
- (5) 地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする

（事業の内容）事業の内容は次の通りにする。

- 1 利用者及び利用希望者の課題分析
- 2 居宅サービス計画作成及び計画の見直し
- 3 居宅サービス計画の実施状況把握、居宅訪問頻度：最低月 1 回
- 4 利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡、調整
- 5 介護保健施設等の紹介
- 6 その他の便宜の提供を行う

（利用料等）指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の額とする。

- (1) 交通費について第8条に規定する通常事業の実施地域以外の場合については、以下の額を徴収する。
- (2) 通常事業の実施地域を超えた場合は、超えた距離1kmにつき100円
- (3) 公共交通機関、タクシーを利用した場合は実費負担
- (4) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける事とする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、佐久市、小諸市、御代田町とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速に適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民保健保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを担当する地域包括支援センターや市町村に通報するものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第11条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は復命を行うものとする。

(1) 採用時研修採用後 1月以内

(2) 虐待防止に関する研修年1回

(3) 権利擁護に関する研修年1回

(4) 認知症ケアに関する研修年1回

- (5) 介護予防に関する研修年 1 回
- (6) 感染症に関する研修年 1 回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低 5 年間は保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人三世会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業継続計画）

- 第 1 2 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

- 第 1 3 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。